

第Ⅲ編 経済の姿と経済運営

第12章 経済の姿

我が国経済は、長期にわたる景気の拡大局面を経て、現在調整過程にある。この間、産業構造調整は民間部門の努力を中心に着実に進展したが、他方、労働時間の短縮は十分には進展せず、また資産価格の大幅な変動が経済の健全性を損ない、国民生活に望ましくない影響をもたらした。

今後、労働時間の短縮、居住環境の改善、生活関連を中心とする社会資本の着実な整備、地球環境問題への対応等により地球社会と共存する生活大国への変革を目指すことが必要である。これらの諸課題を達成する過程で、新しいライフスタイルへの転換が進み、またそれに伴って生じる新しいニーズに対応した産業のフロンティアが開拓されることにより、環境と調和した内需主導型の経済構造の定着が図られる。こうした基本的認識に立ち、計画期間中の我が国経済を展望すると、以下のような姿を示すものと見込まれる。

第1節 地球社会と共存する生活大国への変革と経済の姿

- (1) 労働時間短縮の推進は自由時間の増加等を通じて生活大国の実現のための重要な要素となる。また、より質の高い産業社会を実現するために重要な契機になるものと期待される。すなわち、今後労働力人口の伸びは80年代後半に比べて低下すると見込まれるが、こうした中で労働時間短縮を推進することにより、企業内においては業務の合理化等が促進され、また非効率部門から効率の高い部門へ資源が移動することにより、経済全体としても効率性が高まることが期待される。また、労働時間の短縮や就業形態の多様化・弾力化等により女性や高齢者の社会参加の機会が増加するとともに、労働力供給の増加も期待できる。
- (2) 我が国経済は現在、製造業を中心に設備投資の伸びが鈍化するなど景気は減速しており、調整過程にあるが、適切な政策運営の下、経済は計画期間の早期に内需中

心のインフレなき持続可能な成長経路に円滑に移行していくと期待される。

計画期間中の経済の姿を展望すると、消費は雇用と物価の安定を背景として着実に増加する。住宅投資は、地価の適正化、市街化区域内農地の宅地化等により拡大し、居住環境は着実に改善する。民間設備投資は、80年代後半の伸びからみると大幅に鈍化するものの、省力化、省エネルギー化、技術革新等の独立的要因を主因に増加し、中長期的に持続可能な成長のための発展基盤が確保される。公的固定資本形成については、公共投資基本計画を着実に推進することとし、その他の民間内需とあいまって全体として均衡のとれた内需主導型経済成長に資するものとする。

外需については、世界経済の動向や諸外国の政策運営によって影響を受ける面もあるが、世界経済が90年代初頭の調整過程を経て今後は緩やかながらも着実な拡大を遂げることや海外直接投資の輸出代替効果が顕在化することを前提とすると、輸出等の伸びが80年代後半に比べて鈍化する一方、内需の堅調な伸びや製品輸入の拡大等により、輸入等の伸びは輸出等の伸びを上回る推移となろう。この結果、計画期間を通じると、経済成長に対する外需の寄与度は若干のマイナスとなる。

- (3) 以上の結果、計画期間中の実質経済成長率は年平均 $3\frac{1}{2}\%$ 程度と見込まれる。これは、80年代後半のような高い伸びではないが、内需を中心とした安定的な経済成長であり、こうした下で労働時間の短縮、居住環境の改善、生活関連を中心とする社会資本の整備などの課題が達成されることにより、地球社会と共存する生活大国への変革が進むこととなる。名目成長率については、物価の安定を背景として、年平均 5% 程度と見込まれる。

第2節 完全雇用の達成と物価の安定

- (1) 今後、労働力人口の伸びが鈍化し、労働力需給は総じて引き締め基調で推移するものと見込まれるが、こうした中であっても、多様化する労働者の就業ニーズに見合った雇用機会が十分確保されない場合には、労働力需給の不適合が拡大するおそれがある。このため、適切な政策運営に努めるとともに、総合的な雇用対策を推進することとし、平成8(1996)年度の完全失業率については、 $2\frac{1}{4}\%$ 程度を目安とする。

政策運営に当たっては、労働力需給の不適合の是正に引き続き努めるとともに、労働力の質的向上を推進し、完全雇用の達成を図る。

(2) 今後、労働力需給、原油価格、為替レートや通貨供給量の動向を注視しつつ、生産性の向上、輸入の促進、規制緩和、内外価格差の是正努力、厳正な公共料金政策等により、消費者物価については、計画期間中の年平均上昇率を2%程度にとどめることを目安とする。なお、卸売物価については、計画期間中の年平均上昇率は $\frac{1}{4}$ %程度と見込まれる。

表. 計画期間における主要経済指標

	計画期間平均 (平成4～8年度)
実質経済成長率 うち、内需寄与度	$3\frac{1}{2}$ %程度 $3\frac{3}{4}$ %程度
名目経済成長率	5%程度
消費者物価上昇率 卸売物価上昇率	2%程度 $\frac{1}{4}$ %程度
完全失業率(最終年度)	$2\frac{1}{4}$ %程度

(注) 内外諸情勢には流動的要素が多いこと等から、上記の諸数値はある程度の幅をもって考えられるべきである。

第13章 行財政運営及び金融政策

第1節 行財政運営の基本的方向

21世紀に向けた社会資本整備の重要性や、急速に進展しつつある人口高齢化への対応、国際社会における我が国の役割の増大等、我が国をめぐる状況を踏まえ、今後の行財政需要には適切に対応していく必要がある。また地球社会と共存する生活大国づくりを目指した行財政運営により、環境と調和した内需主導型経済構造を定着させることも重要である。しかし、このことが安易に公的部門の拡大、国民負担の増大をもたらし、市場経済の活力をそぐことになってはならない。

したがって、巨額の公債残高等将来への負担を内包した財政体質を前提とすれば、国民負担の上昇の抑制を基本としつつ、今後の行財政需要に適切に対応できるよう、国・地方を通じ簡素で効率的な政府を実現するため、引き続き行財政改革を推進する。

行政運営に当たっては、行政の公平性・透明性の確保に努める。また事務事業の委譲、国の関与の見直し等により地方分権を推進するとともに、地方行政の減量化、効率化を図る。

第2節 行政改革の推進

(1) 国・地方を通じる行政改革の推進により、簡素で効率的な政府を目指し、行政の公平性・透明性を確保するとともに、行政機構の不断の見直し等を通じ、行政をこれからの時代にふさわしいものにつくりかえていくことは、とりわけ重要な課題である。

(2) 地球社会と共存する生活大国の実現に当たっては、市場経済を基本とし民間部門の活力を十分に発揮させるよう、生活者の視点に立った市場ルールを確立するとともに制度・仕組みが国際的に調和のとれたものとするのが不可欠である。このため、行政改革を一層推進することとし、臨時行政改革推進審議会の答申等を最大限に尊重し、国民生活重視、国際化対応等の観点から規制緩和等を推進する。

第3節 財政運営

1. 地球社会と共存する生活大国づくりと財政運営

計画期間中の財政運営においては、行財政運営の基本的方向にのっとり、地球社会

と共存する生活大国づくりのために必要な公的財・サービスについては、重点的に供給する。また既存施策の不断の見直しによる歳出の節減・合理化を通じて財政規模の伸びを極力抑制する。具体的には、

- (1) 投資的経費については、「公共投資基本計画」に基づき、着実に社会資本の整備を図る。
 - ① 公共投資について重点的、効率的な配分を図ることとし、同計画に示す生活環境・文化機能に係るものの割合を1991～2000年度には60%程度を目途に増加させるという目標の達成に向けて、利用者の視点に立った整備目標等を踏まえ、生活に関連した社会資本整備に重点を置く。
 - ② 公共投資の地域別配分に当たっては、東京一極集中が依然として進行していることから、地域の活性化を通じた多極分散型国土の特色ある発展を図ることを基本とし、そのための基礎的条件整備を積極的に推進する。東京圏については新たな集中を招くような投資は抑制する姿勢を持ちつつ、生活環境の改善のための社会資本整備を着実に推進する。
 - ③ 社会資本整備に当たっては、公共投資による着実な整備に加え、幅広く民間活力の活用を図る。その財源については、租税、公債、財政投融资資金、民間資金等を適切に組み合わせる。
 - ④ 今後の経済社会の変化に対応し、社会資本に関連する技術革新の成果をもいかした新しい社会資本の整備が必要となっており、将来に向けてその具体化に取り組む。また今後増大が予想される更新需要への対応を準備するとともに、施設の効率的な利用の推進や深刻化する空間制約への対応を図る。
- (2) 社会保障については、長期的に安定的かつ有効に機能し得る制度としていくため、給付と負担の適正化・公平化等制度の見直し、効率化を進める。また「高齢者保健福祉推進十か年戦略」など国民のニーズに沿ったきめ細かな施策を推進するとともに、保健福祉・年金・医療各分野間において調和のとれた施策を展開する。
- (3) 国際社会における我が国の役割の増大については、経済、科学、学術、文化、地球環境問題等多方面にわたり適切に対処する。
- (4) その他の経費については、総額を極力抑制する。

今後とも財政事情等も勘案しつつ、経済状況の変動に応じ適切かつ機動的な財政運営に努める。

2. 財政改革の推進

- (1) 特例公債依存体質からの脱却は、長年にわたる歳出削減努力に加え、国内景気の流れ強い拡大による好調な税収等にも支えられ、平成2年度予算において達成された。
- (2) しかしながら、公債残高は約174兆円（平成4年度末見込み）に達し、国債費が歳出予算の2割を超えるなど、財政の硬直化が著しい。今後の社会経済情勢の変化に伴う財政需要に適切に対応しつつ、効率的な資源配分を行っていくためには、引き続き財政改革を推進し、財政の対応力の回復を図ることが不可欠である。
- (3) 地球社会と共存する生活大国づくりと財政改革を両立させることを目指し、今後の財政運営に当たっては、再び特例公債を発行しないことを基本として、公債残高が累増しないような財政体質の構築に向け、公債依存度の引下げに努める。

3. 地方財政

- (1) 地方公共団体は、生活大国づくりに向けた多極分散型国土形成、生活関連社会資本の整備、高齢化の進展への対応等の政策課題に対し、一層大きな役割を担うことが期待されている。計画期間中の地方財政運営については、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、政策課題に適切に対応する。また国・地方を通じる行財政の簡素効率化と経費の節減・合理化により歳出を極力抑制する。
- (2) 幅広い見地から、国と地方公共団体の機能分担・費用分担の在り方について検討を進める。補助金等については、地方公共団体の自主性にゆだねるべきものにあつては補助事業の廃止や一般財源化等を進めるほか、零細補助金の整理、類似補助金の統合・メニュー化等により、その整理合理化を図る。
- (3) 地方公共団体間の財政力格差の是正等の観点から、地方交付税制度を中心とした財政調整機能の活用を図る一方、地方公共団体が個性豊かな地域づくりに積極的に取り組めるよう当該団体の自主性を尊重しつつ適切な支援を進める。

4. 今後の国民負担の在り方

- (1) 国民負担の在り方については、究極的には国民が必要とする公共支出の水準と表裏をなすものであり、受益と負担のバランスを眺めつつ、国民的な選択が行われるべき事項である。
- (2) 計画期間中においては、適度な経済成長の維持と行財政改革の推進により、国民経済に占める政府の規模を適切な水準にとどめつつ、地球社会と共存する生活大国

づくりに努める。

- (3) 長期的には、高齢化社会の進展に伴う年金を始めとする社会保障給付費の増大等により、国民負担率はある程度上昇していかざるを得ないものと考えられるが、我が国が今後とも活力ある経済社会を維持していくためには、臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨等を踏まえ、本格的高齢社会の到来時における国民負担の上昇を極力抑制する必要がある。また上昇する場合も、租税負担よりは受益と負担の関係がより明確な社会保障負担に重点を置く。
- (4) 社会保障の給付は、今後の急速な高齢化、年金制度の成熟化により増大が避けられないが、そのための負担が国民経済にとって過重なものとならないよう年金・医療の効率化や所要の改革を進める必要がある。この場合、社会保障の給付と負担の将来の姿を国民に明らかにし、社会保障政策の在り方について広く国民的合意の形成を図ることが重要である。このため、平成6（1994）年に予定されている厚生年金制度等の改正に向けて、給付と負担の将来の姿を国民経済との関連も含め、国民に分かりやすく明らかにする。
- (5) 租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分ち合うものであるという基本的認識の下に、税負担の公平を確保し、税制の経済に対する中立性を保持し、税制の簡素化を図ることを基本原則として、税制の在り方について幅広く検討する。

第4節 金融政策

1. 金融の自由化・国際化の推進

- (1) 内外の利用者重視、国際金融センターとしての責務等の観点から、金融・資本市場における有効かつ適正な競争を促進し、市場の効率化・活性化を図るとともに、国際的にも調和のとれた制度、市場の構築を目指し、金融の自由化・国際化を推進する。このため、金融制度改革による各業態の金融機関等の相互参入、預貯金金利の自由化、金融商品の多様化、社債市場の諸規制・諸慣行の見直し、撤廃等、金融・資本市場の整備・拡充を図る。
- (2) 金融の自由化・国際化の進展等により、預金者・投資者の保護、市場の公正性・透明性確保、金融機関等の経営の健全性確保の重要性が高まっており、金融機関等の自己資本・内部管理体制の充実、リスク管理の強化、ディスクロージャーの推進、証券取引等監視委員会の設立など、金融システムの安定性・信頼性確保のための環

境の整備を図るとともに、行政の透明性の確保に努める。

2. 金融政策の運営

- (1) 金融政策は、通貨価値の安定を基本としつつ、経済の健全性にも配慮し、適切かつ機動的に運営する。
- (2) 金融自由化の進展を踏まえ、オープン市場における金融調節の有効性を高めるよう引き続き努める。

(別表)

〔社会資本に関する利用者の〕

本文	指標	現況
第4章 第2節 1. 豊かな学習・文化環境の形成	体育館開放用クラブハウスなどの施設を備えた公立学校数の割合（生涯学習活動の支援率）	〈1991年度〉 約31%
第4章 第3節 2. 高齢者の社会参加の促進	高齢者や障害者も安全で快適に利用できる幅広い歩道等の設置率（広幅員歩道等の設置率）	〈1990年度〉 20%
第4章 第4節 1. 不安のない老後生活の確立	デイサービスセンター整備率（注1）	〈1991年度〉見込み 2630か所
	特別養護老人ホーム整備率（注2）	〈1991年度〉見込み 約18万人分の施設
	老人保健施設整備率（注3）	〈1991年度〉見込み 約7万床分の施設
第4章 第4節 3. 生活の安全の確保	集中的な降雨による洪水に対して安全の確保が必要とされる人口（氾濫防御必要人口）	〈1991年度〉 2,900万人
第6章 第1節 1. 土地対策の推進	首都圏における1991年度以降の距離圏別の住宅供給量	(1991年度～2000 0～30km 30～50km 約260万戸 約145万戸)
第6章 第3節 1. 快適な生活環境の形成	排水が公共的主体により衛生処理される人口の割合	〈1990年度〉見込み 全国：45% 三大都市圏：57% 地方圏：31%
	ごみの減量処理率	〈1991年度〉見込み 80.8%
	都市住民等の生活環境保全のために整備された森林の面積	〈1991年度〉見込み 5.5㎡/人
	都市内道路網等の基盤が整備された地区の割合	〈1991年度〉見込み 約38%
	歩いて行ける範囲の公園の普及率	〈1990年度〉見込み 48%

視点に立った新しい整備目標]

将来目標	指標の考 え 方
〈1996年度〉 50%程度	公立学校数全体のうち、生涯学習活動支援施設（ミーティング室、更衣室等を備えた体育館開放用クラブハウスなどの施設）を一定量有する学校数の割合
〈1996年度〉 おおむね30%	歩行者利用が見込まれる主な道路のうち、高齢者や障害者も安全で快適に利用できる幅の広い歩道等（幅おおむね2m以上）が設置されている割合
〈今世紀中〉 1万か所（中学校区に1か所程度）	介護が必要な高齢者が安心して在宅での生活がおくれるように、身近なところで利用できるデイサービスセンターが、高齢者保健福祉推進十か年戦略に基づき整備されている割合
〈今世紀中〉 24万人分の施設	在宅での生活が困難で施設処遇が必要な寝たきり等の要介護老人が、ほとんど待つことなく適切な施設に入所できるように、特別養護老人ホームや老人保健施設が、高齢者保健福祉推進十か年戦略に基づき整備されている割合
〈今世紀中〉 28万床分の施設	
〈1996年度〉 2,300万人	洪水の発生により浸水する可能性のある区域の約6,300万人のうち、1時間に雨量50mm相当の降雨による洪水に対処する治水施設により安全の確保が必要とされる人口を示す
年度の目標) 50km以遠 合計 約25万戸 431万戸	特に住宅事情のひっ迫している首都圏において、1991～2000年度の住宅供給目標量を都心からの距離圏別に示す。これにより首都圏において供給される住宅戸数（建て替えを含む）の目安を示す
〈おおむね2000年〉 7割を超える程度	総人口のうち、下水道が整備された区域に住む人口及びコミュニティ・プラント、集落排水施設により排水が衛生処理されている人口の割合
〈おおむね2000年〉 ほとんどすべて	市町村が処理すべき廃棄物が焼却、圧縮、資源化等により減量処理される程度
〈1996 年度〉 約10㎡/人	市街地からおおむね1時間以内にある生活環境保全森林が都市地域人口一人当たり整備されている面積
〈1996年度〉 約46%	良好な市街地形成のため、通過交通を適正に分離する道路網等の基盤が整備された地区の割合
〈1996年度〉 約59%	どこからでも250m以内で児童公園に、500m以内で近隣公園に、1km以内で地区公園に到達できるように公園が整備された市街地の割合

本文	指標	現況
第6章 第3節1. 快適な生活環境の形成 (続)	道路、河川、急傾斜地、港湾、漁港 において景観や親しみに配慮して緑 化が行われている割合 (道路) (河川) (急傾斜地) (港湾) (漁港)	<1991年度> 見込み 33% 10% 10% 1.9% 1%
第6章 第3節 2. 圏域内の交通と交通の充実	東京圏における鉄道の混雑率	<1989年度> 約200%
	道路の平均走行速度 (大都市圏の人口集中地区) (注4) (地方圏)	<1990年度> 23km/h 40km/h
	中心市街地の駐車場整備地区における一般用の駐 車場の充足率	<1990年度> 70%
	周辺地域から地方中核都市に1時間以内に到達で きる人口の割合	<1991年度> 7割台半ば
第11章 第1節 2. 地域間の相互交流の促進	高速交通体系等へのアクセス確保率 高規格幹線道路のインターチェンジへ1時間以内 で到達できる人口の割合 90分以内で空港に到達できる人口の割合 鉄道により、人口20万人以上の中核都市から、至 近の高度な集積を持った中核的都市へ到達するま での所要時間 下記の港湾施設に2時間以内で到達できる人口の 割合 [内貿ユニットロードターミナル] (注5) [外貿コンテナターミナル] (注6)	<1990年度> 87% <1990年度> 約80% <1991年度> 最長6時間程度 <1990年度> 約80% 約60%

(注1) デイサービスセンター : 高齢者が日中通所し、入浴、給食、日常動作訓練などのサービスを受け
る施設

(注2) 特別養護老人ホーム : 常時介護が必要で家庭での生活が困難な高齢者を入所させる施設

(注3) 老人保健施設 : 病院で治療後の高齢者に対し、リハビリ等により円滑に家庭復帰ができ
るようにするための施設

将来目標	指標の考 え 方
<1996年度> 42% 18% 16% 2.5%を上回る程度 2%を上回る程度	道路、河川、急傾斜地、港湾、漁港において、景観や親しみに配慮した緑化が行われている割合 道路(国道、都道府県道)、河川、急傾斜地については、当面緑化が必要とされる延長のうち緑化済延長の割合 港湾、漁港については、各々臨港地区面積、漁港用地面積のうち緑化済面積の割合
<おおむね2000年> 180%程度	東京圏の代表する線区について、ピーク時1時間当たりの輸送量の輸送力に対する比率(混雑率)により、通勤混雑が緩和される程度を示す
<長期的目標> 30km/h 46km/h	道路整備の進展により渋滞等が緩和され、走行時間の短縮が図られることにより、円滑な道路交通が確保される程度を示す
<1996年度> 80%	駐車場整備地区(予定も含む)における一般の用に供する駐車場の必要量に対する整備量の割合(来客用として附置されている駐車施設を除く一時預かり駐車場の現在の充足率は約50%である。)
<長期的目標> 8割台半ば	周辺地域から県庁所在地または人口30万人以上の都市へ道路または大量輸送機関としての鉄道を利用して1時間以内で到達できる人口の割合
<長期的目標> 98% <おおむね2000年> 約85% <長期的目標> おおむね3時間台 <長期的目標> 約90% 約80%	高規格幹線道路インターチェンジへ1時間以内で到達できる地点に住む人口の割合(1990年度の現況値:大都市圏95%、地方圏74%) 二大都市圏以外の地域において、90分以内で空港へ到達できる人口の当該地域の総人口に対する割合(アクセスについては現状の道路網を前提) 旅客流動の実態、鉄道特性等を踏まえつつ、人口20万人以上の中核都市から、おおむね3時間台で至近の高度な集積を持った中枢的都市(東京、名古屋、大阪、福岡又は札幌)へ到達できるようにする 内貿ユニットロードターミナルあるいは外貿コンテナターミナルへ2時間以内で到達できる人口の全人口に対する割合(アクセスについては現状の道路網を前提)

(注4) 大都市圏の人口集中地区 : 大都市圏において、原則として人口密度が1km²当たり約4000人以上の地区が連担して人口5000人以上となっている地域

(注5) 内貿ユニットロードターミナル : 内航海運で、雑貨等の効率良い輸送のためのコンテナ化やトラックごと船に積載する輸送方式に対応した港湾のターミナル

(注6) 外貿コンテナターミナル : 外航海運で、コンテナ船による高能率な輸送に対応した大きい水深、広いヤード、高能率荷役機械などを備えた港湾のターミナル

「生活大国5か年計画
—地球社会との共存をめざして—」
に関する経済審議会の答申

経済審議会会長

平 岩 外 四 殿

内閣総理大臣 宮 澤 喜 一

経済企画庁組織令第41条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮問第13号

「国民一人一人が豊かさゆとりを実感できる生活大国の実現を目指し、21世紀に向けて我が国経済社会の発展基盤を整備するとともに、地球的規模の課題に積極的に取り組み世界に貢献していくための長期経済計画いかん。」

説 明 資 料

政府は、昭和63年5月「世界とともに生きる日本」を策定し、内需主導型経済構造への転換・定着の実現に努めてきたところである。この間、我が国経済を取り巻く諸情勢は急激に変化した。国際的な環境をみると、冷戦体制が終結し新たな世界秩序が模索されている一方、地球環境、資源・エネルギー、貧困問題といった地球的規模の課題の解決が迫られている。我が国経済においては、内需主導型の経済成長を実現することができたが、豊かさを実感できる国民生活の実現や地域経済社会の均衡ある発展については、必ずしも十分な成果が得られていない。豊かさゆとりを国民一人一人が享受でき、多様な価値観を実現できる公正な社会に向けた変革が必要となっている。さらに、本格的高齢化社会が到来する21世紀までに残された時間はますます貴重となっており、来世紀を見据えた政策運営が今から求められている。

以上のような内外諸情勢の変化に対応し、新たに経済の望ましい姿を示し、その実現のための経済運営の在り方を明らかにするとともに、生活者や生産者の経済活動の指針としていくことが必要である。

今回の諮問は、こうした状況の下で、国民一人一人が豊かさゆとりを実感できる生活大国の実現を目指し、21世紀に向けて我が国経済社会の発展基盤を整備するとともに、地球的規模の課題に積極的に取り組み世界に貢献していくための経済運営の指針として、平成4年度を初年度とし、平成8年度を最終年度とする新しい長期経済計画の策定を求めるものである。

経 審 会 第 13 号

平成 4 年 6 月 25 日

内閣総理大臣 宮 澤 喜 一 殿

経 済 審 議 会 会 長

平 岩 外 四

諮問第 1 3 号に対する答申について

平成 4 年 1 月 1 4 日諮問第 1 3 号をもって当審議会あて諮問のあった件については、別冊「生活大国 5 か年計画 -地球社会との共存をめざして-」のとおり答申する。

この答申の作成に当たっては、経済審議会並びに同審議会に設けられた各種部会、委員会及び小委員会において、委員 2 6 名、臨時委員 1 3 7 名及び専門委員 5 名が関係行政機関の協力の下に、集中的かつ慎重に調査審議を行った。

政府は、この答申に基づき、速やかに「生活大国 5 か年計画 -地球社会との共存をめざして-」を決定し、内外諸情勢の変化に対応して機動的、弾力的な政策運営を行うとともに、中長期的視点に立ち、毎年度の経済運営との連携を図りつつ、全力を挙げて実効性ある計画の推進を図られたい。

その際、計画の趣旨について、国民の十分な理解と協力が得られるよう努められたい。